第3章　計画の基本的な考え方

第1節　基本理念

本町におけるこどもに関する計画については、これまでも第６次出雲崎町総合計画の考え方との整合性を図った上で策定しており、前計画では、「心身ともに健康で、豊かな心、みんなで支えあう　子育て　子育ちのまち　いずもざき」を基本理念とし、こどもにとっての最善の利益を第一に、健やかな育ちを支えるとともに、保護者一人ひとりが出雲崎町で子育てをすることに魅力を感じ、希望を持って生活できる環境づくりに取り組んできました。

この理念には、こどもの心身の調和のとれた発達のために、地域全体でこどもの成長や子育て家庭に理解や関心を持ち、寄り添うことが大切であるとの思いが込められており、それは今後も変わらず持ち続けるべき理念であると考えます。

さらに本計画では、こどもたちが夢を追い求め、こどもたちとともに未来を創り、まちが成長していくために、こどもたちの声に耳を傾け、政策に反映していく仕組みづくりを推進していくとともに、地域全体がこどもたちの成長を見守り、支援することで、こどもたちが自信を持って将来に挑戦できることも目標としています。

以上のことから、引き続き前計画の基本理念の趣旨を踏襲しつつ、「こどもまんなか社会」の主役であるこどもの視点と若者支援の視点を組み込み、新たな基本理念を以下のように定めます。

こどもまんなか いずもざき

～すべてのこどもが輝き、夢や希望をともにはぐくむまち～

この計画を基盤とし、妊娠期からこどもたちが自ら歩き出す青年期まで切れ目のない支援が保証され、保護者や地域住民、行政、保育教育関係者や事業者など、

“ みんな ” でこども・若者を応援するまちをめざします。

資料1

第2節　基本的方針

本計画では、基本理念に基づき計画を具体的に推進していくため、次の３つの基本的方針を定めます。

基本的方針１　まちの絆で、みんなでこどもたちを育むまち

多様化している子育ての状況と各家庭のニーズに対応したサービスの質・量の充実を図ります。

また、子育て当事者の育児に関する悩み・不安・負担に対応するため、子育て家庭を包括的に支援する体制の強化や、子育て支援に関するサービス量の拡充を図ります。

さらに、行政と地域住民が連携しながら多世代も含めた交流の場を提供し、子育て世代が抱く孤立感や負担感の解消が図れるよう、地域全体で「子育て」と「こどもの育ち」を支えるための取り組みを進めます。

基本的方針２　すべてのこどもが輝く、未来への夢があふれるまち

未来を担うこどもたちが、興味のあることを自ら学び、夢を描くことができるよう、時代のニーズに応じた質の高い教育を推進するとともに、学習指導要領の着実な実施等により、「確かな学力」を育成します。

また、こどもたちの放課後の居場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、こどもの成長に応じた適切な支援が受けられる子育てしやすい環境の整備を進めます。

さらに、こどもや保護者が誰でも参加して交流できる場づくりなど、こどもたちが地域への愛着や一体感を感じることができるよう、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりを進めます。

基本的方針３　だれもがいきいきと、快適に安心して暮らせるまち

こどもがすこやかに成長できるよう、健康に関わる支援や食に関する正しい知識の普及等に取り組んでいきます。

また、障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者が安心して暮らせるよう、関係機関等と連携を図りながら、こどもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

さらに、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を進めるとともに、子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、こどもが事故等に巻き込まれることのない「安全・安心な子育て環境の整備」を進めます。

第3節　施策の体系

基本理念、基本的方針及び施策の目指すところ、主要施策について、以下の施策体系とします。

＜基本理念＞

こどもまんなか　いずもざき

～すべてのこどもが輝き、夢や希望をともにはぐくむまち～

＜基本的方針＞　※基本理念実現の視点に基づいて計画を推進します。

- 方針１　まちの絆で、みんなでこどもたちを育むまち
- 方針２　すべてのこどもが輝く、未来への夢があふれるまち
- 方針３　だれもがいきいきと、快適に安心して暮らせるまち

Ⅰ　ライフステージを通した重要事項

施策の目指すところ（目標）	主要施策（施策の展開）
1　こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1-1 「こどもの権利」の普及・啓発と意見形成と聴取の機会創出
2　多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	2-1 こどもの意見を反映したまちづくり 2-2 こども・若者が活躍できる機会づくり 2-3 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 2-4 こども・若者の多様な可能性を広げていくための性格差の解消
3　こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	3-1 難病や慢性疾病を抱えるこども・若者への支援 3-2 成育医療等に関する相談支援等（プレコンセプションケアを含む）
4　障がい児支援 ・医療的ケア児等への支援	4-1 障がい児支援 4-2 医療的ケア児等への支援
5　こどもの貧困対策	5-1 生活の支援 5-2 経済的支援 …【再掲】Ⅲ-1-1 経済的支援 5-3 保護者の就労の支援 …【再掲】Ⅲ-4-1 ひとり親家庭への支援 5-4 教育の支援
6　児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	6-1 児童虐待防止対策等の強化 6-2 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 6-3 ヤングケアラーへの支援
7　犯罪・事故・災害などからこども・若者を守る取組、こども・若者の自殺対策	7-1 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 7-2 こども・若者への性犯罪・性暴力対策 7-3 こども・若者の非行や犯罪防止 7-4 こども・若者の自殺対策

Ⅱ　ライフステージ別の重要事項

施策の目指すところ	主要施策（施策の展開）
1　《こどもの誕生前から幼児期まで》 切れ目ない「子育て」支援と質の高い「子育ち」環境の整備	1-1 妊産婦やこどもの切れ目ない健康の確保 1-2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
2　《学童期 ・思春期》 こどもの健全育成と多様な居場所の提供	2-1 安心して過ごせる多様な居場所の提供 2-2 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の充実 2-3 体罰や不適切な指導の防止 2-4 不登校のこどもへの支援 2-5 いじめ防止 2-6 心身の健康に関する正しい知識の普及と相談支援及び小児医療体制の充実 2-7 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
3　《青年期》 すべての若者が社会の一員として尊重され自己実現できる地域づくり	3-1 すべての若者の生きる権利の保障 3-2 希望と必要に応じた学びの機会の保障 3-3 働きがいのある就労と多様なキャリア形成実現への支援 3-4 若者の意見表明と社会参画の推進 3-5 若者の社会的包摂を実現するための仕組みの検討 3-6 結婚を希望する方への支援、結婚等に伴う新生活への支援

Ⅲ　子育て当事者への支援に関する重要事項

施策の目指すところ	主要施策（施策の展開）
1　子育てや教育に関する経済的負担の軽減	1-1 経済的支援 …【再掲】 Ⅰ-5-2 こどもの貧困対策 経済的支援
2　地域子育て支援、家庭教育支援	2-1 保護者の孤立を防ぐための地域子育て支援、家庭教育支援
3　共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	3-1 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進
4　ひとり親家庭への支援	4-1 ひとり親家庭への支援 …【再掲】 Ⅰ-5-2 こどもの貧困対策 経済的支援 Ⅰ-5-3 こどもの貧困対策 保護者の就労の支援